農業委員会だより

"News from agricultural committee"

第46号
令和３年２月発行
編集・発行
帯広市農業委員会
だより編集委員会
TEL 0155-65-4224
FAX 0155-23-0160

日高山脈と放牧牛（上帯広町）

目　次

農業振興予算に関する要望 …… 2
農業委員コラム …… 2
農地の相続手続きについて …… 3
農業者年金を受給されている方へ …… 3
開墾して農地利用するときは …… 3
開墾のため森林を伐採するときは …… 3
農地中間管理事業の借受希望者の募集 …… 4
農地の賃借料情報 …… 4
農地所有適格法人報告書の提出について …… 4
農家のための農業者年金 …… 5
帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告 …… 6
編集後記 …… 6

農業振興予算に関する要望書の提出

農業振興予算に関する要望

令和2年10月26日、帯広市農業委員会は、米沢帯広市長に、「令和3年度農業振興予算に関する要望書」を提出しました。

〈要望内容〉

Ⅰ．国等に対する要請
一．農業基盤整備事業予算の確保
二．治水対策強化及び地力回復に向けた支援

Ⅱ．市の農業施策への要望
一．土地改良事業の計画的推進と地域活動支援
二．帯広市農林業育成資金の拡充
三．防風保安林の管理
四．有害鳥獣被害防止対策の強化
五．酪農・畜産対策の推進
六．ＩＣＴなどの先進技術の導入促進
七．農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化

コラム　農業委員活動を通じて

「素敵な出逢いの橋渡しを」

農業委員　廣瀬　智美

2020年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでは対面・飲食が主流であった帯広市農業青年交流会の開催が困難となりました。

11月と12月に予定していた交流会は、参加のキャンセル待ちを希望する女性が出るほど大盛況。

しかし、交流会目前に市内における感染拡大により、不本意ながらも中止という苦渋の決断をさせていただきました。

この経験を踏まえ、物理的な距離を保ちながら人と人が繋がるにはどうすればよいのか、結婚推進委員・事務局と何度も話し合いをしました。

これ以上出逢いを閉ざしてはいけないという思いから新しい挑戦をする時と考え、独身農業男性と独身女性とのオンライン交流会を決行することとなりました。初めての取り組みで不安もありますが、新たな出逢いの場に期待もあります。

今、外出自粛要請で人と接する機会が一気に減り、生活に対する不安や寂しさから、パートナーや家族の存在がより一層大切だと感じる人が多くなっています。

だからこそ、これからも農業委員や結婚推進委員、事務局が一丸となって交流事業に取り組み、希望をもって参加してくださる方々に素敵な出逢いの橋渡しを続けていきたいと思います。

「大切な農地を守るために」

農業委員　尾関　健一

農業委員として2年目を迎えましたが、私の担当地域では、離農された人たちが農地の賃貸借契約や売却というケースがあり、農地を農地として残していくことの大切さを改めて考えさせられました。

昨年より新型コロナウイルス感染症の影響で外出することが極端に減り、農業委員会も多分に漏れず毎月の総会こそ行われましたが、研修会や交流会等は中止となりました。

また、気象条件も干ばつが続いたと思えば長雨になったり、夏の高温や冬の積雪不足によるしばれなど、ますます厳しい条件の下で経験と技術をもって農業をしていかなくてはならないと思います。

早期に新型コロナウイルスの収束を願いながら、今後も大切な農地を守る農業委員としての活動を継続し、帯広の農業の発展に寄与していきたいと思います。

小林・中道司法書士
土地家屋調査士事務所
代表　小林　千修（カズノブ）
業務内容
土地・建物・会社登記
遺言・公正証書作成代行
相続手続・裁判書類作成
測量設計
農地申請
（現況証明・農地法３条, 4条, 5条・農地転用）
各種相談
〒080-0804　帯広市東４条南22丁目15番地
TEL(0155)23－5865番
FAX(0155)25－3699番

農地を相続したら、登記手続きと届出を！

一．法務局での相続登記

遺産分割協議や遺言などにより、農地を相続した場合には、所管する法務局において、「相続の登記」（相続による所有権移転登記）の手続きをお願いします。詳しい手続きなどについては法務局へお問合せください。

二．農業委員会への届出

相続登記後は、農業委員会への届け出も必要となりますので、忘れずにお願いします。

農業委員会に届け出の際は「遺産分割協議書または遺言書など相続内容がわかるものの写し」と法務局から発行される「登記完了証」をご提出ください。

現在、国では所有者不明土地問題を解決するため、土地相続登記を義務化するための関係法案の成立を目指しています。

農業者年金（経営移譲・特例付加）を受給されている方へ

次の場合、年金が支給停止になりますのでご注意願います。

後継者との農地契約が満了している場合

後継者に経営移譲した農地等の使用貸借契約期間が満了すると、農地は年金を受給されている方に返還されたこととなり、年金が支給停止となります。農地法第3条許可に基づく「使用貸借契約」または、「契約期間を延長する変更契約」を締結する必要があります。

農地以外の所有地を開墾する場合

経営移譲年金を受給されている方が所有している「農地以外の土地」が開墾されて農地となった場合、受給されている方が農地を取得して農業経営を再開したこととなり、年金が支給停止になります。

開墾する前に「使用貸借契約」を締結する必要があります。

開墾して農地利用するときは、農業委員会へ連絡を！

開墾して農地として利用する場合は、農業委員会にご連絡をお願いします。

ご連絡がない場合は、権利移転や権利設定の際に支障となったり土地改良事業の対象にならないなど、不利益を被る場合があります。

開墾のため森林を伐採するときは農村振興課へ相談と届出を！

農地について農地法があるように、森林には森林法という法律があります。

ご自身が所有されている森林を伐採する場合や、新しく森林を取得された場合などには森林法に基づく手続きが必要です。

一．森林とは？

森林法では、「森林とは木竹が生育している土地」と定義されていますが、一見森林に見えない伐採跡地なども森林に含まれます。

所有している土地が森林法の適用となる土地かどうかは土地の地番を確認した上でお問い合わせください。

二．伐採の手続き

森林を伐採する際は、伐採する30日以上前に届け出をしていただく必要があります。全て伐採する場合だけでなく、一部だけを伐採する場合や間伐の場合も同様です。

また、森林を1ヘクタール以上のまとまりで伐採する場合は、北海道の許可が必要になります。

森林の伐採を検討している方は事前にご相談ください。

三．森林の土地所有者の届出

土地の購入や相続などで新たに森林の所有者になった際には、法務局へ登記することとは別に、届け出ていただく必要があります。

（問合せ先）　帯広市農村振興課　６５－４１７３

農地中間管理事業の借受希望者募集について

借受希望者の申し込みは随時受付を行ってます。

公募結果については６月、10月、２月に北海道農業公社のホームページで公表されます。

応募の有効期間について（右表参照）

平成28年５月公募から平成29年１月公募に応募されていている方は、令和３年度中に有効期間が終了しますので、引き続き借受けを希望する場合には申出書の提出をお願いします。

区　分	有　効　期　間
平成28年５月公募	平成28年５月30日～令和３年５月29日
平成28年９月公募	平成28年９月30日～令和３年９月29日
平成29年１月公募	平成29年２月10日～令和４年２月９日
平成29年５月公募	平成29年５月30日～令和４年５月29日
平成29年９月公募	平成29年９月30日～令和４年９月29日
平成30年１月公募	平成30年２月８日～令和５年２月27日
平成30年９月公募	平成30年９月30日～令和５年９月29日
令和元年度公募	公表日　～令和６年３月31日
令和２年度公募	公表日　～令和７年３月31日

【問合せ先】　帯広市農政部農政室農政課　☎0155－59－2323　北海道農業公社十勝支所　☎0155－24－0254
農業委員会　☎0155－65－4224

農地の賃借料情報

令和２年１月から12月までの１年間に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10ａ当たり）は次のとおりです。

締結（公告）された地域名		最高額	最低額	平均額	データ数
北部	旧帯広市内	12, 999円	12, 999円	12, 999円	１件
中部	北部、南部・南東部を除く全域	17, 199円	3, 636円	11, 241円	83件
南部・南東部	広野、八千代、太平、上清川、岩内、拓成、以平、泉	12, 000円	4, 135円	8, 480円	26件

農地所有適格法人報告書の提出を！

農地所有適格法人は、「農地所有適格法人報告書」を提出することが法律で義務付けられています。

【提出書類】

農地所有適格法人報告書
定款、社員名簿
（新規設立または内容に変更がある場合）

【提出期限】

各法人の事業年度終了後
３ヵ月以内

【提出先】

農業委員会

農地所有適格法人報告書の様式は農業委員会ホームページでダウンロードができます。

農家のための農業者年金

農業者年金に関する相談・問い合わせは、農業委員会または最寄りのＪＡへ

～経営移譲年金（旧制度）、特例付加年金（新制度）の受給について～

旧制度または新制度において、保険料の国庫補助を受けて加入し要件を満たす方は、定められた手続きにより経営移譲（旧制度）･経営継承（新制度）を行ったうえ、農業者年金基金に請求することより、経営移譲年金または特例付加年金を受け取ることができます。

◆経営移譲・経営継承の方法について

経営移譲・経営継承の必要な手続きは、主に次のとおりとなります。

①農地や畜舎等の処分

自作する農地や自己所有している畜舎等を60歳未満の後継者または第三者に対し、所有権を移転するか10年以上の期間を定めて貸付けることが必要となります。農地の処分には農業委員会の許可が必要となりますので、期間に余裕をもって手続きをしてください。

また、借入れしている農地や畜舎等については貸主に返還することとなりますので、解約手続きが漏れないようご注意ください。

②測量・分筆・地目の整理

上記①の農地の処分にあたり、農地と農地以外の地目が混在している土地がある場合は、農地の面積を確定させるための測量や分筆、また農業委員会による地目の確認が必要になる場合があります。

③諸名義の変更

「農業共済」や「経営所得安定対策等交付金」、「青色申告」の名義を後継者に変更してください。

※経営移譲年金（旧制度）の主な受給資格

- **『昭和32年１月１日まで』**に生まれた方。
- 平成13年12月までに旧制度の保険料として納付済みの期間（旧保険料納付済期間等）と平成14年１月から65歳に達する月の前月までの期間（特別カラ期間）が、合計して**20年（240か月）以上**となること
- **『65歳誕生日の２日前まで』**に要件を満たす経営移譲を終えていること。

◆経営移譲年金・特例付加年金受給の注意点

※経営移譲の前１年間、または経営継承の前１か月は農地の転用ができません。

農地の転用をした場合は、経営移譲年金・特例付加年金が受給できず、すでに受給している方は支給が停止することがあります。

農地の譲渡や貸付についても同様となる場合がありますので、事前に農業委員会に相談してください。

◆年金受給説明会の開催について

帯広市農業者年金協議会では、毎年２月に、年金受給説明会を開催しています。

説明会では、経営移譲年金・特例付加年金を受給するための要件や手続きなどについて説明を聞くことができます。

60歳から64歳の方には、事前に開催案内を送付いたしますので、ぜひご参加ください。

農業者年金「現況届」の提出を忘れずに

毎年６月30日までに、農業委員会に提出してください。

◆現況届の用紙は、毎年５月末までに農業者年金基金から直接郵送されます。現況届が提出されないと、提出されるまで年金が差し止められることがあります。

◆経営移譲年金、特例付加年金を受給されている方は、「支給停止事由等に該当していないことの自己チェック」欄の「はい」「いいえ」のどちらかに必ず〇をつけて提出してください。

※「はい」に該当する場合は農業者年金が支給停止となる場合があります。
農業委員会に相談してください。

帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告

新型コロナウイルス感染症の影響により、婚活交流会が大きく様変わりします。これまでの交流会は、男性と女性が食事やゲーム等を通して触れあい、対面形式による「密」な交流会を行っていました。しかし、コロナ禍により、会食はもとより集まることも制約され、少人数による交流会を計画しましたが、十勝での感染拡大により中止を余儀なくされました。

直接的な出会いの場の提供が難しい今、新たな試みとして、オンラインを活用した交流会を２月に開催することとなりました。協議会では参加者の方々が楽しめ、充実した交流会となるよう取り組んでいきます。

（ZOOMを活用した会議の様子）

農業青年交流会開催までの裏側
～打合せの様子を紹介～

農協青年部などが主体となるグリーンパートナー実行委員会の打合せが帯広大正農業協同組合会議室で行われました。

出会いを求めて婚活に参加される方への要望に応えようと、何度も協議を重ね、実りあるオンライン交流会の開催に向けて日々頑張っています。操作に慣れるため、オンラインでの打合せも行いました。最初は戸惑いましたが、慣れると簡単に行えましたので、交流会当日は、参加者もすぐに慣れてスムーズに交流ができると思います。

恋愛も同じで、出会ったばかりは戸惑うかもしれませんが、コミュニケーションを重ねるうちに、お互いの心が通じあい、より親しい関係へと発展すると思います。それを目指して実行委員は、参加者の皆さんをサポートします。

結婚推進協議会の推進委員が主体となる35歳以上の農業男性を対象とした事業の打合せが帯広市農業技術センターで行われました。

対面形式の交流会を行うことができない現状を踏まえ、より良い交流会となるよう、知恵を絞って様々なアイディアが出されました。

オンライン交流会の特色を生かすとともに、他の交流会との差別化を図ることで、参加者の皆さんがいい出会いができるよう、サポートを進めていきます。

農業委員会だより編集委員会

委員長	廣瀬　文彦
副委員長	岩城　利寛
委員	合歓垣　利隆
委員	野原　幸治
委員	兒玉　康英
委員	荒川　満雄
委員	廣瀬　智美
委員	尾関　健一
委員	丸谷　友姫

全国農業新聞　全国農業新聞を購読しましょう!
お申し込はお近くの農業委員又は農業委員会へ
（発行日：毎週金曜日、購読料：月700円）

編集後記

新型コロナウイルスの感染者が国内で確認されてから1年が過ぎました。

収束の兆しが見えるどころか、爆発的な感染拡大が国内に広がり2回目となる国の緊急事態宣言が1都3県で発令され、さらに7府県が追加されるなど、益々厳しい状況となり日常生活への不安が増してきています。

コロナ禍の中どう過ごすのか、感染拡大を抑えるため、不要不急の外出を控え、マスクの着用や消毒、十分な換気をして互いの距離を取るソーシャルディスタンスを保ちながら過ごす生活が続いています。

このような状況で、少しずつ人と人との距離が離れても、互いを守るという心の絆でつながっていることが大切だと思います。

2021年の丑年、間もなく春耕期を迎え農作業が始まります。私たち生産者は、どんなに厳しい状況であっても、良質で安心安全な農畜産物を消費者に届けるという、最も重要な役割を果たさなければなりません。

そして、社会が一歩一歩前に進み、早く安心して暮らせる日が戻ってくることを願っています。

だより編集委員　野原　幸治